平成２７年（フ）第２５６４号
大阪府高槻市大冠町１丁目８番１号
債務者　光國　忠夫
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８７号
大阪府大東市諸福５丁目20番10号　シャトー浅田304号、住民票上の住所大阪府大東市大東町５番50号
債務者　衣笠　昌宏
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５９１号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目９番４－５号、前住所大阪府高槻市富田町３丁目28番５号
債務者　藤原　昭子（旧姓小椋）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６７９号
大阪市旭区赤川４丁目１番12号　赤川マンション　205
債務者　藤井　信子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７１４号
大阪市住吉区長居東２丁目６番６号
債務者　山村　　翼
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７２７号
大阪府茨木市下中条町１番１号　光栄ハイツ茨木105号
債務者　鷲尾ひとみ
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０７号
大阪府守口市大宮通３丁目22番５号
債務者　東出久美子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８５１号
大阪市都島区都島本通３丁目24番23号
債務者　竹ノ谷輝男
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８９７号
大阪府箕面市坊島１丁目10番55―103号
債務者　久松　　勇
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９３４号
大阪市西成区橘２丁目７番７号
債務者　大島康史こと　鄭　　康史
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９８３号
大阪市東淀川区大道南２丁目21番15号サンパティークＮＡＫＡＮＯ103号
債務者　平石奈保子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０９７号
大阪府高槻市南総持寺町６番43―402号
債務者　山川　　稔
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３２９号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目１番39号　ケープロフト　105号、前住所大阪府東大阪市末広町20番９号
債務者　重藤　恭宏
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４７号
大阪府高槻市宮野町12番16号
債務者　鳥原　和美
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９７号
北海道二海郡八雲町栄町94番地３　新栄町団地3004
債務者　田中　実和（旧姓深津）
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２７号
群馬県高崎市上中居町556番地２　シマミハイツ106号
債務者　藤田恵美子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５６７号
埼玉県川口市安行領家1218　エクセルⅡ202号、住民票上の住所埼玉県川口市大字里1527番地の14
債務者　糸瀬　美姫
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係